



許可番号 第07620166314号

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 北九州市小倉北区紺屋町13番1号

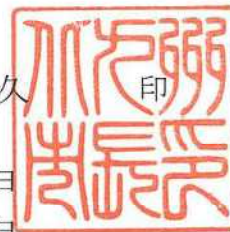
氏名 株式会社 西日本ガラスリサイクルセンター

(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 飯室 聖二



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 武内 和久



許可の年月日 令和 5年 11月 1日

許可の有効年月日 令和 12年 10月 31日

### 1 事業の範囲

#### 事業の区分

中間処理業（破碎、破碎・選別）

#### 産業廃棄物の種類

- 破碎 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、鋳さい、金属くず（自動車等破碎物を除く。）  
以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）  
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- 破碎・選別 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、  
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、  
金属くず（自動車等破碎物を除く。）  
以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）  
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

### 2 事業の用に供するすべての施設

別紙のとおり

### 3 許可の条件

なし

### 4 許可の更新又は変更の状況

平成24年 6月15日	新規許可	平成29年 6月15日	更新許可
平成25年 9月27日	変更許可	令和 元年 6月 5日	変更許可
平成27年 1月 7日	変更許可	令和 5年11月 1日	更新許可

### 5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

禁複写

## 2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類：破砕施設（ア）

産業廃棄物の種類：ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 以上1種類

設置場所：北九州市若松区響町一丁目105番20

設置年月日：平成24年6月15日

処理能力：1日あたり344トン（8時間）

施設の種類：破砕施設（イ）

産業廃棄物の種類：ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず 以上2種類

設置場所：北九州市若松区響町一丁目105番20

設置年月日：平成27年1月7日

処理能力：ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 1日あたり 144トン（8時間）  
金属くず 1日あたり 11.5トン（8時間）

施設の種類：破砕施設（オ）

産業廃棄物の種類：ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉍さい 以上2種類

設置場所：北九州市若松区響町一丁目105番20

設置年月日：令和元年6月5日

処理能力：ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 1日あたり 17.4トン（8時間）  
鉍さい 1日あたり 33.6トン（8時間）

施設の種類：破砕・選別施設（エ）

産業廃棄物の種類：ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず 以上2種類

設置場所：北九州市若松区響町一丁目105番20

設置年月日：平成24年6月15日

処理能力：ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 1日あたり19.2トン（8時間）  
金属くず 1日あたり 0.57トン（8時間）

施設の種類：破砕・選別施設（ウ）

産業廃棄物の種類：ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、  
金属くず 以上3種類

設置場所：北九州市若松区響町一丁目105番20

設置年月日：平成25年9月27日（令和6年3月26日 変更届による金属くずの追加）

処理能力：ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 1日あたり44.3トン（8時間）  
廃プラスチック類 1日あたり 3.3トン（8時間）  
金属くず 1日あたり 0.22トン（8時間）

以下余白

